

●消費生活相談事例●

携帯電話会社をかたる偽SMSに注意

スマホに自分が契約している携帯電話会社名で「電話代が高額になっています。URLから確認してください。」とのSMS(ショートメッセージサービス)が届いたので、URLをタップして、ID・パスワード・暗証番号を入力した。その直後に携帯電話会社からメールがあり、大手通販サイトで9万5千円が不正利用され、通信料金と一緒に請求されることがわかった。(岡山市：女性)

消費者へのアドバイス

携帯電話会社をかたる偽SMSやメールをきっかけに消費者のキャリア決済が不正利用されたという相談が寄せられています。

キャリア決済とは、携帯電話会社のIDやパスワード等による認証で商品等を購入した代金を、携帯電話の利用料金等と合算して支払うことができる決済方法です。

詐欺業者は、消費者の携帯電話に「不正ログインがあったので、すぐにID・パスワードを変更してください。」等の偽SMSを送り、消費者に入力させ、消費者のID・パスワード等を使い、通販サイト等でキャリア決済を不正利用します。

偽SMSは巧妙に作成されており、自分の携帯電話に届いたSMSが携帯電話会社からの正式なものかどうか

を見分けることは困難です。携帯電話会社の名称でSMSが届いても、記載されているURLには安易にアクセスせず、ID・パスワード等を入力しないようにしましょう。

もし、偽SMSに誘導されてID・パスワード等を入力してしまったり、自分で検索した携帯電話会社のホームページにアクセスし、すぐにID等を変更し、キャリア決済の限度額を必要最低限に引き下げるか、利用を停止しましょう。

また、キャリア決済で利用された店舗(サイト)や携帯電話会社に連絡しましょう。

トラブルに遭ったら、すぐお住まいの地域の消費生活相談窓口(消費者ホットライン☎188)や警察に相談してください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

センターからの

2020
1.2月号

お便り

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
きらめきプラザ5階
TEL 086 (226) 1019 (2020.1月発行)

Contents

- 消費生活に関するご相談は
- フリマサービストラブルは個人間で解決?
- 製品による事故を防ぎましょう
- 「数億円当選した」はずが5万円の支払いに
- 消費生活センター
～一人で悩まず、気軽に相談を～
- 消費生活相談事例 携帯電話会社をかたる偽SMSに注意
- あなたも1日でお茶碗約1杯分の食べ物を無駄にしているかも?
- 消費生活講座ご案内(第5回)

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… 086 (226) 0999 火曜日～日曜日 9:00～16:30

津山分室 …… 0868 (23) 1247 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～16:30

●消費者ホットライン 局番なし 188 (身近な消費生活相談窓口につながります。「188泣き寝入り」で覚えてください。)

●岡山県消費生活センター FAX:086 (227) 3715

e-mail: syohi@pref.okayama.lg.jp

Twitter アカウントID @SyohiOkayamaken

●消費のアドバイス 山陽新聞 毎月1回掲載

あなたも1日でお茶碗に約1杯分の食べ物を無駄にしているかも?!

食品ロスとは?

食べられるのに捨てられている食べ物のことです。

日本の食品ロスは、年間約600万トン、このうち半分の300万トンは家庭から出ています。これは、世界全体の食料援助量とほぼ同じ量になります。

食品ロスを減らすために、私たち一人一人が「もったいない」の意識をもって行動しましょう。

興味がある方、どなたでも参加OK!!

食品ロス削減セミナー
意外と知らない食品ロスのほんとうの話

令和2年 1/26(日) 参加費 無料
14:00～16:00

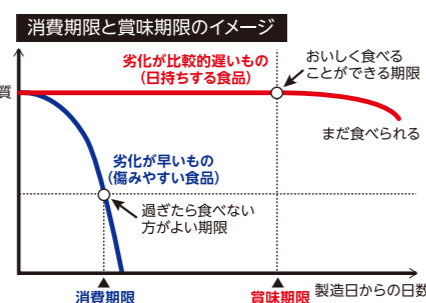
先着:150名 ★定員になり次第締め切ります

おかやま西川原プラザ 大会議室B
〒703-8508 岡山市中区西川原255番地

【申込み】 県産農物工学研究所
TEL/FAX: 086-239-5303
E-mail: info@riswme.co.jp

食品の期限表示を正しく理解する

消費期限は、「食べても安全な期限」、賞味期限は、「おいしく食べることができる期限」です。いずれも開封していない状態で、表示されている保存方法で保存した場合の期限が表示されています。賞味期限は、過ぎててもすぐに廃棄せずに自分で食べられるかどうかを判断することも大切です。



食品ロス削減に効果的な方法

- 使いきれ的分だけ買う。
- 家にある食材・食品をチェックする。
- 肉や魚の保存方法を工夫する。

調理で作りすぎない/余ったら作り替える

もし、食べきれなかった場合は、他の料理に作り替えるなど、献立や調理方法を工夫しましょう。

フリマサービストラブルは個人間で解決?

事例1 欲しかったブランドバッグをフリマアプリで見つけ購入した。送られてきたのは偽物のバッグだったので、出品者に返品したいとお願いしたが、すり替えるかもしれないと言って返品に応じてくれない。(40歳代 女性)

事例2 フリマサイトにブランドのバッグを出品した。購入者に商品を送付し代金を受け取ったが、「バッグは偽物だったので返金するように」と連絡があった。バッグは、正規店で購入した本物なので、フリマサイトに相談したが、自分たちで解決するように言われてしまった。(60歳代 女性)

- 生前整理や終活の意識もあり、フリマサービスの利用が高齢者にも広がっています。
- フリマサービスでの取引は、基本的に売主と買主との個人間の取引です。利用規約では、トラブルは当事者間で解決するように求められていることをよく理解しましょう。
- 利用する際は、利用規約をよく読み、サービスの仕組みや禁止行為等についても理解しておくことが大切です。
- 当事者間で話し合っても、運営事業者に相談しても、交渉が進まない場合は、問題点の整理等を行うため、お住まいの自治体の消費生活センター等に相談しましょう(消費者ホットライン188)。(独立行政法人国民生活センター「見守り新鮮情報第349号」より)



第5回消費生活講座

金融リテラシーと最近の身近な経済情勢について 講師：岡山県金融広報委員会

あなたも狙われている! 特殊詐欺 ~クイズで学ぶ撃退法~ 講師：岡山県くらし安全安心課

2月7日(金) 13:30～15:00
きらめきプラザ4階401会議室

受講希望の方は、岡山県消費生活センターに電話、FAX、または電子メールでお申し込みください。

TEL 086-226-1019 FAX 086-227-3715 電子メール syohi@pref.okayama.lg.jp

※定員は100名です。来場には公共交通機関をご利用ください。

製品による事故を防ぎましょう!

身の回りにあふれる多くの製品はわたしたちの生活を豊かにしてくれる反面、誤った使用により、時に重大な事故を引き起こすことがあります。特に冬は、暖房器具を多く使用することから、火災事故等への注意が必要です。

●冬に起こる事例

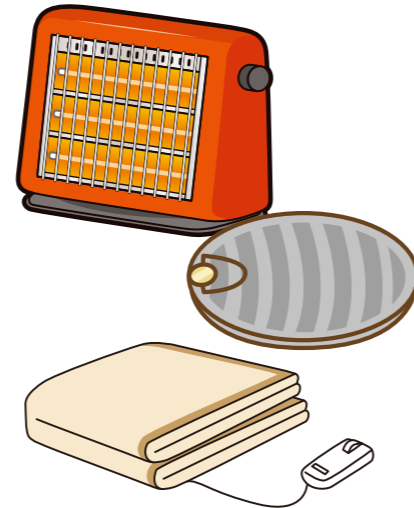
- 事例1** 電気ストーブをベッドの近くで使用していたため、布団がヒーターに触れて出火した。
- 事例2** 長時間ゆたんぽを使用していたため、低温やけどを負った。
- 事例3** 布団の中で、電気ミニマットと電気毛布を併用していたところ、過熱して発火した。

●事故を防ぐために

- 製品を使用する前に必ず取扱説明書を読みましょう。
- リコール対象製品になっていないか確認しましょう。

消費者庁 リコール情報サイト

- 暖房器具の近くに燃えやすい物を置かないようにしましょう。ストーブやこたつで洗濯物を乾かして火災になった事例もあります。
- 経年劣化による事故を防ぐために、製品ごとの寿命を知って、古くなった製品を使用し続けないようにしましょう。古い製品には必要な安全装置がついていないものもあります。



「数億円当選した」はずが5万円の支払いに 迷惑メールは無視

事例

申し込んだ覚えはないのに、数億円当選したとのメールがスマートフォンに何度も届くので、本当に当選したかもしれないと思い返信した。当選金を受け取るには登録料1万円がかかると言われ、指示されるままにプリペイド型電子マネーのギフト券をコンビニで購入して、番号を写真に撮って送信した。その後も手数料等の名目で請求があり、合計で5万円ほど支払ってしまった。返金してほしい。(60歳代 男性)



- 「有料サイトの料金が未納」「当選したのでお金がもらえる」などの心当たりのないメールやSMS（ショートメッセージサービス）が届いても、絶対に開かず、すぐに削除してください。
- 安易に連絡をしてしまうと、金銭を要求されたり、個人情報を聞き出されたりする危険があります。メールの内容には反応しないようにしましょう。
- 不安を感じたときや困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

(独立行政法人国民生活センター「見守り新鮮情報第285号」より)

消費生活センター 一人で悩まず、気軽に相談を

インターネット通販で購入した商品が届かない、スマートフォンに身に覚えのない請求があった、エステティックサロンで脱毛をしたらやけどをした等のトラブルが起きています。このようなトラブルに遭ったら、一人で悩まずできるだけ早く消費生活センターに相談することが大切です。消費生活センターがどのようなところかをご紹介します。

電話料金が安くなると言われたのに高くなった。



家の無料点検を受けたら工事をしないと危ないと言われた。



お試し購入の
はずだったのに定期的
に定価で届く。



Q1 どのような内容を相談できますか?

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってけがをした」などの消費者と事業者とのトラブルについて相談できます。専門知識を持った消費生活相談員が、具体的な解決策などについてアドバイスします。ケースによっては交渉の手伝いをすることもあります。

Q2 どこに電話をすればよいですか?

局番なしの「188」におかけください。お近くの消費生活センター等につながります。



Q3 料金はかかりますか? また、秘密は守られますか?

相談は無料ですが、通話料金がかかります。相談の内容や個人情報など秘密は守られるので安心して相談してください。

*相談情報は、個人を特定できる情報を除いてデータ化され、統計処理を行ったうえで消費者への注意喚起や法改正の基礎資料に使われるなど、消費者被害の未然防止・拡大防止に大きな役割を果たしています。

(独立行政法人国民生活センター「子どもサポート情報149号」より)